

## 荒廃農地等利活用促進事業費補助金交付要綱

制定 平成 29 年 6 月 13 日

29 農経第 15656 号

### (趣旨)

第 1 荒廃農地等利活用促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、荒廃農地等利活用促進交付金実施要綱（平成 29 年 3 月 31 日付け 28 農振第 2202 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、荒廃農地等利活用促進交付金実施要領（平成 29 年 3 月 31 日付け 28 農振第 2203 号農林水産省農村振興局長通知。以下「実施要領」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「国交付規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 899 号）及び香川県補助金等交付規則（平成 15 年香川県規則第 28 号。以下「県交付規則」という）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (交付の目的)

第 2 補助金は、農業者や農業者組織等が荒廃農地等を引き受けて作物生産を再開するために行う、発生防止や再生作業、土壌改良、営農定着、加工・販売の試行、施設等の整備の取組みを総合的に支援し、荒廃農地の発生防止・解消を推進するための事業に要する経費について、予算の範囲内で市町に対して補助金を交付する。

### (交付の対象及び補助率)

第 3 事業の種目、補助金の交付の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助率等は別表のとおりとする。

2 事業の実施基準は、別記のとおりとする。

### (事業の承認申請)

第 4 事業実施主体は、事業実施計画（別記様式第 1 号）を市町に提出するものとする。

2 市町長は、事業実施主体から提出された事業実施計画について十分審査を行うとともに、事業実施計画の承認を行うときはあらかじめ知事の承認を受けるものとする。

3 前 2 項の規定は、別表に掲げる重要な変更により、事業実施計画を変更しようとする場合も準用する。

(事業の承認)

第5 知事は、第4第2項により提出された事業実施計画を審査し、必要に応じて現地審査を行い、当該事業実施計画が事業の実施基準を満たす場合は、事業実施計画を承認して市町に通知するものとする。

(交付申請)

第6 第5の事業実施計画承認の通知を受けた市町長は、交付申請書(別記様式第2号)に知事が必要と認める書類を添えて、別に通知する日までに知事に提出しなければならない。

2 市町長は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額(交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付決定の通知)

第7 知事は、第6第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、市町長に対しその旨を通知するものとする。

2 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、別に交付の条件を付するものとする。

(計画変更等の承認)

第8 市町長は、別表に掲げる重要な変更をしようとするときは、あらかじめ変更等承認申請書(別記様式第3号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は交付の条件を付することができる。

(事情変更による交付の決定の取り消し)

第9 知事は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 天災その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。

(2) その責めに帰すべき事情によらないで補助事業を遂行することができないとき。

(事業遅延の届出)

第10 市町長は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかにその理由又は補助事業の遂行が困難

となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

#### (状況報告)

- 第 11 市町長は、補助事業の交付決定に係る年度の各四半期（交付決定のあった日の属する四半期及び第 4・四半期を除く。）の末日現在において、事業遂行状況報告書（別記様式第 4 号）を作成し、当該四半期の最終月の翌月末までに知事に提出しなければならない。
- 2 前項に規定する時期のほか、知事は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、市町長に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

#### (実績報告)

- 第 12 市町長は、補助事業を完了したときは、補助事業完了の日から起算して 30 日を経過した日又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、実績報告書（別記様式第 5 号）を知事に提出しなければならない。
- 2 第 6 第 2 項ただし書の規定により交付の申請をした市町長は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを交付金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第 6 第 2 項ただし書の規定により交付の申請をした市町長は、第 1 項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額報告書（別記様式第 6 号）により速やかに知事に報告するとともに、知事による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。
- 4 また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年 5 月末日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

#### (補助金の額の確定等)

- 第 13 知事は、第 12 第 1 項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、市町長に通知するものとする。
- 2 知事は、市町長に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

#### (補助金の交付)

- 第 14 補助金の交付は精算払とする。ただし、既に着手した事業で必要と認めるものについて、補助金の概算払をすることができる。
- 2 精算払によって補助金の交付を受けようとする市町長は、補助金の額の確定通知を受理した後、請求書（別記様式第 7-1 号）を知事に提出しなければならない。

- 3 概算払によって補助金の交付を受けようとする市町長は、概算払請求書（別記様式第7-2号）を知事に提出しなければならない。

（財産の管理等）

- 第15 市町長は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

（財産の処分の制限）

- 第16 取得財産等のうち、県交付規則第22条第2項第4号の知事が定める財産は、施設又は1件当たりの取得価格若しくは効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。
- 2 県交付規則第22条第2項のただし書きの知事が定める期間（以下、「処分制限期間」という。）は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号。以下、「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間とし、大蔵省令に定めのない財産については、国交付規則第5条別表に定める期間とする。
- 3 市町長は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- 4 前項の承認については、第15第2項の規定を準用する。

（補助金の経理）

- 第17 市町長は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかななければならない。
- 2 市町長は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- 3 市町長は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿等に加え、財産管理台帳（別記様式第8号）その他関係書類を整備保管しなければならない。

（間接補助金交付の際付すべき条件）

- 第18 市町長は間接補助事業者に補助金を交付するときは、本要綱第4から第17まで（第7を除く。）の規定に準ずる条件を付さなければならない。
- 2 間接補助事業者は、間接補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
- 3 間接補助事業者は、前項により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、指名停止等

に関する申立書（別記様式第9号）の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

（耕作状況の確認結果）

第19 市町長は、実施要領別紙1第8の（14）の規定に基づき、耕作状況の確認結果（別記様式第10号）を確認した年度の翌年度の4月末日までに知事に提出しなければならない。

（その他）

第20 この要綱に規定するもののほか、必要な事項については別に定める。

附則

- 1 この通知は、平成29年6月13日から施行する。
- 2 香川県耕作放棄地再生対策事業費補助金交付要綱（平成24年3月28日付け23農経第57066号）は廃止する。

別表（第3及び第8関係）

種 目	補助対象経費	補助率 {市町の義務負担}	重要な変更
1 再生利用 計画作成	現地調査による実 施設書の作成に要 する経費及び補助金 の執行事務に要する 経費	[定率]1/2 以内	補助金の増 額又は 30% を超える減 額
2 発生防止	農地法第 32 条第 1 項第 2 号に該当する農 地（以下「2 号遊休農 地」という。）で 10 a 当たり 4 万円以上の作 物の栽培に向けた発 生防止に要する経費 及びその補完施設に 要する経費	<b>発生防止</b> ：[定額] <u>2 万円/10 a</u> 、3.2 万円 /10 a、3.6 万円/10 a {市町 0.4 万円 /10 a 以上} [定率] <u>1/2</u> 、4/5、8.5/10 以内 {市町 1/10 以上} <b>土壌改良</b> ：[定額] <u>2.5 万円/10 a</u> 、4 万円 /10 a {市町 0.5 万円/10 a 以上} <b>営農定着</b> ：[定額] <u>2.5 万円/10 a</u> 、4 万円 /10 a {市町 0.5 万円/10 a 以上} <b>経営展開</b> ：[定率] <u>1/2</u> 、4/5、8.5/10 以内 {市町 1/10 以上} <b>施設等補完整備</b> ：[定率] <u>1/2</u> 、4/5、8.5/10 以内 {市町 1/10 以上}	種目の新設 又は廃止  種目の相互 間における 各経費の 30%を超え る増減
3 再生利用	農地法第 32 条第 1 項第 1 号に該当する農 地（以下「1 号遊休農 地」という。）で 10 a 当たり 10 万円以上の 再生作業に要する経 費及びその補完施設 に要する経費	<b>再生利用</b> ：[定額] <u>5 万円/10 a</u> 、8 万円 /10 a、9 万円/10 a {市町 1 万円/10 a 以上} [定率] <u>1/2</u> 、4/5、8.5/10 以内 {市町 1/10 以上} <b>土壌改良</b> ：[定額] <u>2.5 万円/10 a</u> 、4 万円 /10 a {市町 0.5 万円/10 a 以上} <b>営農定着</b> ：[定額] <u>2.5 万円/10 a</u> 、4 万円 /10 a {市町 0.5 万円/10 a 以上} <b>経営展開</b> ：[定率] <u>1/2</u> 、4/5、8.5/10 以内 {市町 1/10 以上} <b>施設等補完整備</b> ：[定率] <u>1/2</u> 、4/5、8.5/10 以内 {市町 1/10 以上}	
4 附帯事業	実施要領第 2 の 2 に基づいて行う事業 （市町が農地利用調 整等を行うものに要 する経費）に係る事業 の実施に要する経費	[定率]1/2 以内	

※ 2、3については、面的にまとまった概ね 1 ha の遊休農地に担い手を誘致する場合には、  
「担い手誘致型」として、交付率を 5/6、53/60 以内とし、残額は全て市町の義務負担とする。  
※※市町が負担を行わない場合の交付率は、下線部分のとおりとする。

## 【各種目別の実施基準】

### 1 再生利用計画作成

#### (1) 事業主体

市町

#### (2) 助成の対象

現地調査による実施設計書の作成に要する経費や補助金の執行事務に要する経費を助成する。

助成対象となる経費は、下表のとおりとする。

区 分	内 容
謝 金	有識者、協力者等への謝金
旅 費	普通旅費、特別旅費（委員等旅費、研修旅費、日額旅費）
需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕料
役務費	通信運搬費、手数料（振込手数料を含む）等
委託料	事務の委託を行う場合の委託料
使用料及び賃借料	物品等の使用料及び賃借料
備品購入費	事務の実施に必要な物品や事業用物品・備品等購入費
調査試験費	調査、測量及び試験に要する費用

### 2 発生防止

#### (1) 事業主体

農業者、農業者等の組織する団体、民間事業者、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区、県知事が地方農政局長等と協議して認めるもの

#### (2) 助成の対象

2号遊休農地とされたもののうち、作物の栽培に向けた発生防止に要する標準的な作業内容、作業量等を見込んで算出した事業費が10a当たり4万円以上の農地の発生防止作業（障害物除去、整地等）に要する経費を助成する。

また、発生防止活動に附帯して実施する、土壌改良、営農定着、経営展開及び施設等補完整備に要する経費を助成する。

### 3 再生利用

#### (1) 事業主体

農業者、農業者等の組織する団体、民間事業者、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区、県知事が地方農政局長等と協議して認めるもの

(2) 助成の対象

1号遊休農地とされたもののうち、作物の栽培に向けた再生作業に要する標準的な作業内容、作業量等を見込んで算出した事業費が10a当たり10万円以上の農地の再生作業(障害物除去、深耕、整地、これらの作業と併せて行う土壌改良等)に要する経費を助成する。

また、再生利用活動に附帯して実施する、土壌改良、営農定着、経営展開及び施設等補完整備に要する経費を助成する。

4 附帯事業

(1) 事業主体

市町

(2) 助成の対象

市町が荒廃農地の発生防止・再生利用を目的とした農地利用調整等に要する経費を助成する。